

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月12日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第18号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年聖籠町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第17条第1項第3号」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号」に改め、同条第2項前段中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、同項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「次に掲げる」とあるのは「要介護者のある」と、「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」に改める。

第8条の3第4項前段中「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項後段中「、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「「要

介護者」に、「深夜に」を「第1項中「深夜における」に、「いう。）に」を「いう。における」に改める。

第15条第1項中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母又は規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。